

小値賀町公告第22号  
3 値 総 工 第13号

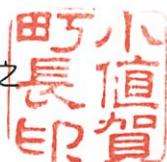
掲示期間 R3.8.2~R3.8.11

## 入札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び小値賀町財務規則第110条の定めるところにより公告します。

令和 3年 8月 2日

小値賀町長 西 村 久 之



### 1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業主体：小値賀町
- (2) 事 業 名：令和3年度 霊柩車購入事業
- (3) 納品場所：長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376番地1
- (4) 納品期限：令和4年1月31日（月）までを基本とする。
- (5) 購入物品及び数量：靈柩車 1台
- (6) 入札の方法

①落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

②入札書は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められない。

### 2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として町長が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) この公告の日から開札日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

### 3. 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称

名 称：小値賀町総務課 総務係

住 所：〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376 番地 1

電 話：0959-56-3111

F A X：0959-56-4185

E-mail : soumuka@town.ojika.lg.jp

### 4. 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

提出場所：小値賀町総務課

提出期限：令和3年8月11日（水） 17時00分

### 5. 同等品承認願の提出場所及び提出期限

提出場所：小値賀町総務課

最終提出期限：令和3年8月9日（月） 17時00分

### 6. 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

提出場所：小値賀町総務課

受領期限：令和3年8月18日（水） 16時00分

提出方法：郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法）により受領期限内必着のこと。なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）が予想される場合には、受領期限を延期することがある。

### 7. 入札書の開札場所及び日時

開札場所：小値賀町役場2階 町長室

開札日時：令和3年8月18日（水） 16時30分

なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）が予想される場合には、受領期限を延期することがある。

### 8. 入札保証金及び契約保証金

#### （1）入札保証金

免除する。

#### （2）契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 町を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本町若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合。

## 9. 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者の行なった入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 10. 落札者の決定方法

- (1) 小値賀町財務規則第 111 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最も低価格をもって申し込みをしたものと契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をしたものが 2 人以上あるときは、当該入札者に代えて当該入札執行業務に關係の無い職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

## 11. その他

- (1) 請負業者にて、契約書を作成するものとする。
- (2) 詳細は入札説明書及び特記仕様書による。

以上

## 入札説明書

### (1) 入札番号

3値総工第13号

### (2) 購入物品名及び数量

靈柩車 1台

※規格、納入条件等は別紙特記仕様書のとおり

### (3) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書」(別紙様式第1号)を郵送、FAX又は持参にて提出すること。

提出場所：小値賀町総務課

提出期限：令和3年8月11日（水） 17時00分

※一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。

### (4) 「同等品承認願」の提出について

例示品ではなく、仕様書に基づき同等品にて入札書を提出される場合は「同等品承認願」(別紙様式第2号)を郵送又は持参にて提出し、事前に審査を受けること。

提出については、複数回可能とし、受付日翌日より2日以内(休日を除く)に、審査結果を総務課よりFAXにて回答する。

提出場所：小値賀町総務課

最終提出期限：令和3年8月9日（月） 17時00分

提出方法：メーカー名・品名・規格・型番を明記し、代表者職氏名・代表者印を押印のうえカタログ等の仕様が確認できる書類と共に提出すること。(同等品については複数可。  
但し、納品は一種とすること。)

※「同等品承認願」に添付するカタログ等の資料については、要求を満たす箇所を明確にすること。また、カタログ等に記載のないものについては、メーカーの機能証明書を提出すること。

### (5) 物品等の納品場所及び納入期限

納品場所：長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1

小値賀町役場前駐車場

納品期限：令和4年1月31日（月）までを基本とする。

※納品の時期については、町担当者と協議の上決定する。

### (6) 入札書の提出場所、受領期限、提出方法等

提出場所：小値賀町総務課

受領期限：令和3年8月18日（水） 16時00分

提出方法：一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により受領期限内必着のこと。

その他：悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札者及び日本郵便株式会社に瑕疵のない特別な理由が発生した場合は、受領期限を延期することがある。

#### (7) 入札書の開札場所、日時等

開札場所：小値賀町役場 2 階 町長室

開札日時：令和3年8月18日（水） 16 時 30 分

その他：悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札者及び日本郵便株式会社に瑕疵のない特別な理由が発生した場合は、受領期限を延期することがある。

#### (8) 質問書の提出について

当該入札に関する質問については、任意様式にて下記提出場所へ令和3年8月6日（金）17時までにメール又はFAXにて提出すること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

※回答については、令和3年8月10日（火）15時までにメール又はFAXにより回答する。

提出場所：小値賀町総務課

FAX：0959-56-4185 E-mail：soumuka@town.ojika.lg.jp

#### (9) 入札書の記載方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札金額は訂正することができない。

ウ 入札者は、入札書の提出後は、書換え、引換又は撤回をすることができない。

エ 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められない。

##### 【注意事項】郵送の場合

- ① 入札書は、内封筒及び外封筒の二重封筒で郵送により提出すること。
- ② 入札書は必要事項を記載、押印のうえ当該入札書を内封筒に封かんし、当該内封筒に入札書在中、入札者の商号又は名称、事業名および入札物品名を記載すること。
- ③ 入札書は、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。
- ④ 入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ⑤ 入札書のあて名は、小値賀町長とすること。
- ⑥ 外封筒には、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に入札者の商号又は名称、代表者職氏名、担当者名および連絡先（電話番号、FAX番号）を記載すること。
- ⑦ 積算の内容がわかる内訳明細書を同封すること。

#### (10) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

#### イ 契約保証金

- (ア) 契約保証金は、契約書と同時に提出すること。
- (イ) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ・保険会社との間に小値賀町長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - ・入札日の前日から前々年度までの間において、本町若しくは他の地方公共団体又は国との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入に係る契約の履行の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するものを提出したとき。

#### (11) 入札の無効

次の入札は無効とする。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- エ 入札者が連合して入札したとき。
- オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- カ 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- キ 小値賀町が行う各種契約からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ク 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- ケ 入札者が同一事項に対して 2 以上の入札をしたとき。
- コ 入札書に入札金額または入札者名の記名押印がないとき。
- サ 入札書の記載事項について、入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### (12) 落札者の決定

- ア 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とするものとする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をしたものが 2 人以上あるときは、当該入札者に代えて当該入札執行業務に關係の無い職員がくじを引くものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- オ 最低制限価格は、設定しないこととする。

#### (13) 落札者決定の通知

落札者決定後、入札者に対して電話又は FAX 等をもって入札結果を通知するものとする。

#### (14) 入札書及び契約書の作成等

- ア 入札書及び契約書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札者の負担とする。

- イ 落札通知を受けた日から 7 日以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- ウ その他入札及び契約に関する事項については、小値賀町財務規則の定めるところによる。

#### (15) 競争入札の参加資格

- ア 令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- イ 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として町長が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- エ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- オ この公告の日から開札日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- カ 一般競争入札参加申請書を提出していること。

# 靈柩車仕様書

令和3年度

小値賀町

## 第1 総則

- 1 この仕様書は、小値賀町（以下「本町」という。）が購入する靈柩車（以下「本車両」という。）について、必要な事項を定める。
- 2 本車両は、この仕様書に定めるもののほか、道路運送車両法及び道路運送車両保安基準、その他の関係ある法規通達等に適合し、車体は帆装を含めて、人員並びに柩を積載した車両重量の状態において十分な耐久性を有するとともに、安全かつ安静に搬送できること。
- 3 受注者は、設計、製作、材料、部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。
- 4 本仕様について疑義が生じた場合、または変更の必要を認めたときは、本町の指示を受け、誤りのないようにすること。不明な点は本町へ確認し、十分熟知のうえ契約するものとする。また、契約後に生じた疑義は、すべて本町の解釈に従うものとする。

## 第2 提出書類

- 1 受注者は、製作にあたり事業担当者と十分打合せを行い、帆装設計の承認のため次に掲げる図書一式を作成し、本町へ各1部提出するものとする。
  - (1) 製作工程表
  - (2) 帆装承認図（帆装車両外観4面図を含む）
  - (3) その他本町が指示するもの
- 2 受注者は、完成車両納入時に次に掲げる関係図書一式を本町へ提出するものとする。
  - (1) 帆装外観4面完成図
  - (2) 外観4面の完成写真
  - (3) 改造自動車申請関係書類の写し
  - (4) 自動車損害賠償責任保険証明証の写し
  - (5) 各種取扱説明書
  - (6) その他本町が指示するもの

## 第3 検査

### 1 納品検査

本町検査員、事業担当者及び受注者が立会いのうえ、本町が指定する場所にて実施し、本町が合格と認めた場合に受領するものとする。

### 2 改修

検査における指示事項は、本町の指示する日までに修復または部品交換等を完了させなければならない。

#### 第4 保証

- 1 本車両の保証期間は、納入後1年間とし、保証書を添付すること。ただし、各製造元が公表する保証期間がそれ以上の場合は、その期間までとする。
- 2 保証期間を問わず、設計、製作および材料不良等に起因する不具合箇所が発生した場合は、受注者の責任において早急かつ無償にて修理、改善を行うものとする。

#### 第5 納品

##### 1 納期

新規登録完了後、次の期日までとする。

令和4年1月31日

##### 2 納品場所

小値賀町役場（小値賀町笛吹郷2376番地1）

#### 第6 登録手続

- 1 受注者は、陸運局による完成車の車体検査及び新規登録に関する手続きを代行し、検査等を伴うものにあっては、検査に合格すること。
- 2 本仕様書に定める車種、艤装、資機材等の設置、申請及び検査にかかる諸費用をはじめ、完成車両の自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び自動車リサイクル費用等納入までに係るすべての費用は、受注者の負担とする。

#### 第7 車両の仕様

##### 1 車両の仕様に関する基本的事項

本車両に使用する車両は、艤装開始前3か月以内に製造されたものとし、この仕様書で指定した装備品以外のものについては、純正品として製造元が公認している物品が装備されているものであること。

##### 2 車両の主要諸元

日産 NV350 キャラバン DX（平床・6人乗）をベースに、充分な容積の柩室を確保するものとする。

(1) 全長 5,080mm

(2) 全幅 1,695mm

(3) 全高 2,285mm

(4) 駆動方式 2WD

(5) エンジン QR25DE

(6) ミッション フルレンジ電子制御5速オートマチック(5E-AT×)

(7) ボディカラー ファントムブラック(P)

### 3 棺室の主要諸元

- (1) 棺室天井クロス黒色張り替え
- (2) 棺収納装置取り付け
- (3) 棺室床面リソリウム仕上げ
- (4) 収納ボックス
- (5) 出棺ホーン
- (6) 室内照明 LED 装飾カバー付
- (7) 表示文字 車体後部に「小値賀交通株式会社」の表記。金色の塗料で丸ゴシック体とする。(文字の大きさ・位置は本町と協議)

### 第8 補則

- 1 本車両の装備品は、上記に定めるほか、ベース車両製造元が公表する純正品を標準装備するものとするとともに、次に掲げるものを付属するものとする。
  - (1) フロアカーペット
  - (2) プラスチックバイザー
  - (3) サイドオートステップ
- 2 本仕様書について、疑義又は変更せざるをえない事項が生じた場合は、本町に速やかに連絡するとともに、綿密に協議し、本町の指示をうけるものとする。
- 3 受注者は、本町と協議のうえ、完成車引渡後に車両及び資機材の取扱い説明を十分に実施すること。なお、派遣に対する一切の諸経費は受注者が負担するものとする。
- 4 本町と受注者とは、常に信義を重んじ、本仕様書に記した内容全般における疑義及び不備に関して良心をもって協議し、変更を加え、これを解決するものとする。

以上

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

小値賀町長 西 村 久 之 様

住 所 :

社 名 :

代表名 :

連絡先 :

貴事業主体より公告のあった「令和3年度 靈柩車購入事業」に係る一般競争入札に参加したいので、下記のとおり申請します。

記

1 入札案件

- (1) 入札番号 3値総工第13号  
(2) 事業名 令和3年度 靈柩車購入事業

2 指名停止の有無

- (1) 本入札案件の入札公告日から本申請書の提出日までの間において、国、地方公共団体、特殊法人等から

指名停止期間中で ある • ない (※いずれかを○で囲むこと)

- (2) 指名停止期間中で「ある」場合、その機関名及び期間

- 機関名  
• 期 間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※指名停止の通知文書の写しを添付すること。

- (3) 本申請書提出後、令和3年8月18日（水）までの間に、国、地方公共団体、特殊法人等から指名停止を受けた場合は、直ちに別添「指名停止に関する報告書」により報告します。

注 特殊法人等とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。

(別添)

指名停止に関する報告書

令和 年 月 日

小値賀町長 西 村 久 之 様

住 所 :

社 名 :

代表名 :

連絡先 :

当社は、「3値総工第13号 靈柩車購入事業」の一般競争入札参加申請書提出後、令和3年8月18日までの間に、下記のとおり指名停止を受けましたので報告します。

なお、指名停止の内容は別添のとおりです。

記

指名停止機関名

指名停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

注1 この報告書は、一般競争入札参加申請書提出後に、国、地方公共団体、特殊法人等から指名停止を受けた場合、令和3年8月18日までに、小値賀町総務課に提出すること。

注2 指名停止機関（国、地方公共団体、特殊法人等）から通知された指名停止の文書の写しを添付すること。

(別紙様式第2号)

同 等 品 承 認 願

小値賀町長 西 村 久 之 様

1 入札番号 3値総工第13号

2 入札名 靈柩車購入事業

物品番号及び名称

3 同等品として承認を受けたい物品

品 名	メーカー名	規格・仕様等	承認欄 (町記入欄)
			可・否

否の理由(町記入欄)

[ ]

※ 申請書には、同等品の仕様が確認できる資料（カタログの写し等）を必ず添付すること。（カタログ等の資料については、該当箇所にメーカー等で印をつけ該当頁に付箋により見出しを付ける等、わかりやすいようにして下さい。）

上記について、同等品による承認をお願いします。

令和 年 月 日  
(申請者) 所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号  
FAX番号  
担当者

印

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

(小値賀町使用欄)

上記承認結果については、承認欄に記載のとおりとします。

令和 年 月 日

様

小値賀町長 西 村 久 之

## 契約に係る指名停止等に関する申立書

小値賀町長 西 村 久 之 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者 印

当方は、貴殿発注の物品売買契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から物品売買契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

- 注1) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。ただし、北海道にあたっては国土交通省北海道開発局を含む
- 注2) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたものであつて、その命令の同一事案において他社が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
- 注3) なお、当該命令を受けた日から、他社が受けた指名停止の期間を経過した場合は、この限りではない。